

全日本合唱コンクール愛媛県大会規定

第1章 総則

第1条(名称)

名称は、第〇〇回全日本合唱コンクール愛媛県大会(サブタイトル: 第〇〇回愛媛県合唱コンクール)とする。(以下県大会と略す)

第2条(主催)

主催は、愛媛県合唱連盟(以下県連と略す)朝日新聞社とする。
なお、理事会の承認を得て開催地の自治体を加えることができる。

第3条(後援)

後援は、関係省庁並びに開催地の自治体及び自治体教育委員会等、県連理事会で決定したものである。

第4条(期日)

開催日程は、原則として毎年9月中旬までに実施することとし、県連理事会において決定する。

第5条(開催地)

開催地は、原則として中予とする。

第6条(審査員)

審査員は、5人とし、選出方法については別に定める。

第2章 部門・編成区分・出演人数

第7条(部門及び編成区分)

部門及びその編成区分は次のとおりとする。

1 小学生部門

2 中学校部門

混声合唱の部

同声合唱の部

3 高等学校部門

A グループ(小編成の部)

B グループ(大編成の部)

4 大学職場一般部門

大学ユースの部

室内合唱の部

混声合唱の部

同声合唱の部

第3章 出演資格

第8条(出演資格)

出演の資格を有するのは、全日本合唱連盟に所属する各県合唱連盟に加盟している合唱団で、次のいずれかの要件を満たす合唱団とする。

- 1 県連に加盟している合唱団及び前年度全国大会でシードされた合唱団であること。
ただし、小学生部門においては、試行期間中は未加盟でも出場できる。
- 2 シード合唱団は、県及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できるが、県大会に審査の対象外で出演しなければならない。また、シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した編成区分を変更することはできない。

第9条(各部門の出演人数・合唱団資格)

各部門の出演合唱団の出演人数及び資格は次のとおりとする。

1 小学生部門

- ① 構成されるメンバー全員が小学生相当年次であること。
- ② 団体名に必ずしも学校名を入れる必要はないものとする。

2 中学校部門

- ① 出演人数6名以上の合唱団
- ② 同一の中学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第7項に定める合同合唱団
- ③ 団体名には学校名を含めなければならない
- ④ 中学校内で活動をしている合唱部等が学校長等の判断によりコンクールに参加できない場合、救済措置として、2024年度に限り下記の条件で中学校部門に参加できるものとする。
 - * 団体名に学校名を含まなくても構わない。
 - * 指揮者・伴奏者・独唱者は当該学校長が認めた者でなくて構わない。

3 高等学校部門

- ① Aグループは出演人数6名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団
- ② 同一の高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第7項に定める合同合唱団
- ③ 団体名には学校名を含めなければならない

4 大学職場一般部門

- ① 大学ユースの部
出演人数が6名以上で、出演するメンバー全員が当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団
- ② 室内合唱の部
出演人数が6名以上24名以内で編成する合唱団
- ③ 混声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する混声合唱団
- ④ 同声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団

上記の出演人数には指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は出演人数に含めるものとする。

また、出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、理事長または副理事長が判断して審査の対象とすることができる。

第10条(出演に係る条件)

出演に係る条件は次のとおりとする。

- 1 全部門を通じ、同一合唱団の出演は1回に限る。
- 2 中学校部門、高等学校部門においては、同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。
- 3 中高一貫校及び高等専門学校等は中学生相当年次を中学校部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。
- 4 大学職場一般部門には、中学校部門、高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
- 5 中高一貫校は高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学校部門に出演することはできない。
- 6 小中一貫校は中学校部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。
- 7 中学校部門、高等学校部門における合同合唱団は複数校の生徒で編成する合唱団で、常時活動し、理事長が認めたものとする。合同する学校数は制限しない。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

第11条(指揮者・伴奏者・独唱者)

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、中学校、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は第9条、第10条の出演資格を満たさなければならない。

第4章 演奏

第12条(楽譜の購入)

小学生部門・高等学校部門・大学職場一般部門においては、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ(課題曲集)を、出演人数分必ず購入して出場しなければならない。

第13条(演奏曲)

演奏曲は次のとおりとする。

- 1 中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- 2 小学生部門・高等学校・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。
- 3 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ(課題曲集)を購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。
- 4 自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。
- 5 出演者全員により、全曲を同じ種別(混声・男声・女声)で演奏するものとする。

第14条(演奏時間)

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

1 小学生部門

演課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了まで、曲間を含めて7分00秒以内とする。

2 中学校部門

演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。

3 高等学校部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。

4 大学職場一般部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

第15条(伴奏楽器)

伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第16条(演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

県大会・支部大会を通じて演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

第17条(出演順)

支部大会の出演順は、開催年度の支部理事会で、支部役員の抽選により決定する。

第5章 県代表・支部代表

第18条(県大会から支部大会に推薦できる合唱団数)

- 1 小学生部門においては、最優秀の1団体を全国大会に推薦する。(支部大会実施なし)
- 2 中学校部門、高等学校部門、大学職場一般部門において、参加合唱団数の66%(端数四捨五入)を推薦団体数とする。ただし、大学職場一般部門については、大学ユースの部とそれ以外の部に分けてこの規定を適用することとする。

県大会参加の合計数	3団体まで	2団体
〃	4～ 5 〃	3 〃
〃	6 〃	4 〃
〃	7～ 8 〃	5 〃
〃	9 〃	6 〃
〃	10～11 〃	7 〃
〃	12 〃	8 〃
〃	13～14 〃	9 〃
〃	15 〃	10 〃

第19条(支部大会から全国大会に推薦できる合唱団数)

- 1 支部大会からの推薦団体数の上限は、支部傘下の県大会参加の支部合計団体数により次のとおりとする。

(1) 中学校部門・高等学校部門

- * 25 団体まで 2団体
- * 26～50 団体まで 3団体
- * 51～75 団体まで 4団体

以下 25 団体増える毎に推薦上限が1団体増えるものとする。

推薦は、編成区分(混声合唱の部・同声合唱の部、Aグループ・Bグループ)に各1団体以上含まなければならない。ただし、いずれか一方の編成区分に参加が無い場合は、他方の編成区分から推薦団体数の上限まで推薦することができる。

(2) 大学職場一般部門

① 大学ユースの部

- * 15 団体まで 1団体
- * 16～35 団体まで 2団体
- * 36～55 団体まで 3団体

以下 20 団体増える毎に推薦上限が1団体増えるものとする。

② 室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部

- * 30 団体まで 3団体
- * 31～50 団体まで 4団体
- * 51～70 団体まで 5団体

以下 20 団体増える毎に推薦上限が1団体増えるものとする。

推薦は、3編成区分(室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部)に各1団体以上含まなければならない。

- 2 前年度の全国大会において選出された当年度のシード合唱団は、上記参加合唱団数及び推薦数のいずれにも含まれない

第6章 出演経費・審査と表彰・規定違反

第20条(参加料・出演経費)

1 参加料は次のとおりとする。ただし、小学生部門においてはこれを無料とする。

(1) 参加料は次のとおりとする。

ア 中学校部門	1団体	15,000円
イ 高等学校部門	〃	20,000円
ウ 大学職場一般部門	〃	25,000円

(2) 参加料は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した場合は原則として払い戻さない。

(3) やむを得ない事情で支部大会が開催できなくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。

2 その他出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

第21条(審査と表彰)

1 審査方法については、別に定める。

2 県大会出演の全合唱団を各部門、編成区分ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅いずれかの賞を与える。

3 支部大会出演の全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を贈る。

4 県大会出演の小学生、中学校及び高等学校部門の中から最優秀団体を選び、その指導者に佐藤陽三賞(略称佐藤賞)を与える。

5 台風・地震等の影響により、県大会を予定通り開催できない場合、理事長の判断により部門単位(大学職場一般部門のみ編成区分単位)で演奏音源による審査に切り替えることができる。

なお、部門(又は編成区分)の途中で中止となった場合は部門(又は編成区分)単位で審査をやり直す。

第22条(規定違反の扱い)

出演資格など本規定に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞や支部代表を取り消すことができる。

第7章 その他

第23条(規定の改廃)

この規定の改定は、総会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

第24条(細則)

この規定の改廃は、支部理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

第25条(付則)

1 この規定は、平成4年2月9日から施行する。

2 改訂

平成 8年 2月10日改訂(全国・支部大会規定の改定)

平成10年 1月25日改訂(参加料の改定)平成12年 1月23日改訂(文言の整理)

平成14年 2月17日改訂(佐藤賞について)

平成15年 5月23日改訂(全体構成見直し・出演資格・出演人数ほか)

平成16年 5月20日改訂(中高一貫校の参加資格について追記)

平成20年 2月 3日改訂(参加料の改定)平成22年 5月12日改訂(出演人数の改定)

平成25年 3月 3日改訂(全国大会開催規定見直しによる変更)

平成26年 3月 5日改訂(大学職場一般部門における支部大会への推薦団体数設定変更)

平成27年 5月 7日改訂(名称の変更)

平成28年 3月 7日改訂(出演人数の改定・比例分担金の廃止)

平成31年 2月 3日改訂(小学校部門の新設による規定の改定)

令和 2年 3月18日改定(全国大会開催既定及び四国支部大会規定の変更(開催・参加
規程の分離、条文・文言の整理、中高合同合唱団人数制限)に伴う変更)

令和 6年 5月16日改定(小学生部門への変更、高専・小中一貫校の出演条件追加、中
学校・高校部門での合同学校数の撤廃、文言整理文言整理)

〈細則〉 1 審査員の選出

2 審査手順及び審査方法

3 実施についての覚書

4 大会委員会・大会実行委員会の設置

5 事務・会計処理規定

6 その他